



- I. ESG 投資と腐敗防止体制整備
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2018年  
7月号

## I. ESG 投資と腐敗防止体制整備

執筆者: 山田 将之

近年、投資分析・投資判断において、「環境(Environment)」、「社会(Social)」、「企業統治(Governance)」等に関する課題への取組状況など、非財務情報を重視する ESG 投資の動きが拡大しています。この非財務情報の 1 つである「企業統治」のテーマには、腐敗防止も含まれます。

国連のサポートの下定められた PRI(Principles for Responsible Investment、責任投資原則)は、投資分析や意思決定のプロセスに ESG 課題への取組状況を組み込むことや、投資対象に対して ESG 課題について適切な開示を求めることなどを内容としています。そのガイドライン<sup>1</sup>では、投資先に腐敗問題が生じた場合、投資先において、ブランド毀損・レピュテーション低下・株価下落・取引停止等による潜在的なビジネス機会の喪失・莫大な罰金の支払義務等が生じうるほか、マネジメントが本来ビジネスに割くべき時間を捜査対応等のために取られてしまうなどのマイナスが生じるとしています。そして、そのような腐敗問題を抱える投資先に出資することにより、投資家自身もレピュテーション上のリスクを負い、収益を減らすことになる旨を指摘しています。さらに、機関投資家は、受益者の利益を最大化させる義務(fiduciary duty)を負っており、腐敗問題を生じるリスクの高い企業への投資は、長期的な収益の不確実性を高めるものであるともされています。

また、EU は、2018 年以降(2017 年度分以降)、従業員数が 500 人以上の一定の大企業に対し、環境問題、社会問題や労働問題、人権、反腐敗・贈収賄、役員の高齢化等に関する非財務情報の開示を義務付けていますが、この非財務情報開示に関するガイドライン<sup>2</sup>にも、腐敗防止や贈収賄に関する事項が盛り込まれています。このガイドラインでは、企業が、腐敗防止のポリシー・手順・規範、腐敗に関連するリスク評価の基準、腐敗・贈収賄防止に供される内部統制プロセスやリソース、従業員教育、内部通報制度の活用状況、不正競争による処分歴等を公表することが考えられるとしています。

このように、ESG 投資という考え方の中では、腐敗防止体制を整備することは、単に摘発リスクを低減させることになるだけでなく、自社の企業価値を高めることにつながります。これまで「自社のビジネスにはあまり関係ない」、「コストをかけて対策しても割に合わない」などと腐敗防止について消極的に捉えていた業種・業界・規模の企業においても、今後ますます腐敗防止体制の整備が進んでいくと思われます。

<sup>1</sup> <https://www.unpri.org/esg-issues/governance-issues/corruption>

<sup>2</sup> [https://ec.europa.eu/anti-trafficking/sites/antitrafficking/files/guidelines\\_on\\_non-financial\\_reporting.pdf](https://ec.europa.eu/anti-trafficking/sites/antitrafficking/files/guidelines_on_non-financial_reporting.pdf)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

やまだ まさゆき  
**山田 将之**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[m2.yamada@jurists.co.jp](mailto:m2.yamada@jurists.co.jp)

2005年弁護士登録。2012-2013年、ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所。国内外の企業不祥事発覚時の事実調査・対応助言等の危機管理案件のほか、平時における社内体制作り・内部監査・ビジネスの相手方に対するコンプライアンスの観点からのデューデリジェンス等のコンプライアンス案件を手掛ける。

## Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控させていただきます。

【2018年6月25日】

### 個人情報保護委、個人情報の保護に関する基本方針を改訂

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/changepoint.pdf>

本改訂は、個人情報保護委員会が、海外執行当局との間で、執行協力及び法制度の理解に関する対話を行うこと、不正アクセス等による個人情報の漏えい等のリスクの低減等に向け、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター等の関係省庁及び情報セキュリティ関係機関と緊密に連携すること等を新たに基本方針とするものです。

【2018年6月28日】

### 公取委、「独占禁止法に関する相談事例集(平成29年度)」を公表

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jun/180627soudanjireisyu\\_2.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jun/180627soudanjireisyu_2.html)

公正取引委員会は、平成29年度における事業者等の活動に関する主要な相談事例を取りまとめました。本事例集は、平成29年度における特徴的な事例として、以下の事例を掲載しています。

#### ① プラットフォーム運営事業者による自己の競争者との取引制限

##### 【相談事例の概要】

インターネット上のプラットフォームを運営する事業者が、自らのプラットフォームを通じてソフトウェアを配信するソフトウェアメーカーに対し、特定のソフトウェアの開発費用を一部負担すること等の見返りとして、当該ソフトウェアを数か月間、自らのプラットフォームのみを通じて配信するよう義務付けることができるか。

##### 【公正取引委員会の回答】

以下の理由により、独占禁止法上問題となるものではない。

- ソフトウェアメーカーは、上記の取引条件に基づかなくても、当該ソフトウェアについて上記プラットフォームを通じて配信することが可能であり、また、他社のプラットフォームを通じて配信することも制限されないこと
- 独占配信を義務付けられるソフトウェアが、当該ソフトウェアメーカーの配信するソフトウェアの一部に限定されること
- 市場には他にも人気ソフトウェアを配信するメーカーが存在し、他のプラットフォーム運営事業者は、他のソフトウェアメーカーと取引することが可能なこと
- 通常、人気ソフトウェアは数年間にわたり需要が継続するところ、ソフトウェアメーカーが上記プラットフォームのみを通じて配信する期間は数か月間にとどまること

#### ② 競合する家電製品メーカーによる配送の共同化のための情報共有

##### 【相談事例の概要】

競合する家電製品メーカー6社が、将来における物流業務の共同化等に向け、物流業務に係る情報を共有することができるか。

##### 【公正取引委員会の回答】

以下の理由により、独占禁止法上問題となるものではない。

- 6社がそれぞれ製造販売する家電製品の販売価格に占める各社の物流経費の割合(共同化割合)はいずれも約5パーセントと小さいことから、家電製品それぞれの製造販売分野における競争を実質的に制限するものではないこと
- 家電製品の価格又は数量に関する情報は共有しないこと
- 共同配送の可否等の検討は限られた部門・人員で行われ、検討に必要な情報は当該部門・人員内のみで共有されるよう適切な情報遮断措置が講じられること

【2018年6月28日】

**証券取引等監視委、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表**

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20180628.htm>

証券取引等監視委員会は、平成29年度において、金融商品取引法違反となる不公正取引に関し、課徴金勧告を行った事案を取りまとめました。本事例集は、平成29年度における課徴金勧告事案の特徴として以下の事項を挙げています。

**【インサイダー取引】**

- ・ 上場会社の役員自らが、情報伝達規制違反となる情報伝達を行った事案が複数存在した。
- ・ 重要事実として、「上場廃止の原因となる事実」(金商法166条2項2号ハ)及び「固定資産の譲渡」(金商法166条2項1号ヨ、金商法施行令28条3号)を初めて適用した。

**【相場操縦】**

- ・ 引け条件付きの成行注文<sup>3</sup>を見せ玉<sup>4</sup>として用いた手法の相場操縦が行われた。
- ・ 見せ玉と対売買<sup>5</sup>を組み合わせた手法を短時間のサイクルで繰り返す相場操縦が行われた。
- ・ 売りポジションと大引け後のブロックトレード<sup>6</sup>を利用して売買益を得るために、大引けにかけて上値抑えを行う相場操縦が行われた。

【2018年6月28日】

**金融庁、「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を公表**

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20180628.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628.html)

本報告は、有価証券報告書における開示を念頭に、企業情報の開示・提供のあり方について検討を行った結果を取りまとめたものです。本報告の概要は以下のとおりです。

**【「財務情報」及び「記述情報(非財務情報)」の開示】**

- ・ 資本の財源及びキャッシュ・フローに関する情報については、どこからどのように資本やキャッシュを調達しているのか、調達した資本やキャッシュをどのように設備投資や研究開発に振り分けていくのか、といった情報がより実効的に開示されるべきである。

**【建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供】**

① 役員報酬に係る情報

- ・ 固定報酬、短期の業績連動報酬(賞与)、中長期の業績連動報酬(ストックオプション等)それぞれの算定方法や固定報酬と短期・中長期の業績連動報酬の支給割合、役職ごとの支給額についての考え方を定めている場合にはその内容などを具体的に分かりやすく記載することを求めるべきである。
- ・ 役員報酬の算定方法に KPI 等の指標が関連付けられている場合には、その指標と指標の選定理由、業績連動報酬への反映方法や、報酬総額等を決議した株主総会の年月日等についても記載すべきである。
- ・ 当期の報酬額に決定した理由、当期の KPI の目標値と実際の達成度、固定報酬と業績連動報酬の支給割合を定めていな

<sup>3</sup> 前場又は後場の引けにおいてのみ有効となる成行注文のこと。

<sup>4</sup> 典型的には、買い付ける意思がないのに、板情報画面に表示される価格帯に、約定可能性が低い指値の買い注文をまとめた数量で発注する行為。

<sup>5</sup> 自己の売り注文に買い注文を対当させる行為。

<sup>6</sup> 大口の売買を希望する機関投資家等が、証券会社を通じて、同一銘柄を一度に大量に相対で売買する取引所立会外又は取引所外取引のことで、取引日の終値等を基準に決定した価額で取引される。

い場合には当期の支給割合の実績、役職ごとに支給された報酬の状況等を開示すべきである。

- ・ 算定方法の決定権者、その権限や裁量の範囲、報酬委員会がある場合にはその位置付け・構成メンバー等の情報とともに、取締役会・報酬委員会の具体的活動内容などについても開示を求めるべきである。

② 政策保有株式

- ・ 個別の政策保有株式の保有目的・効果について、提出会社の戦略、事業内容及びセグメントと関連付け、定量的な効果(記載できない場合には、その旨と保有の合理性の検証方法)も含めてより具体的に記載することを求めるべきである。

【提供情報の信頼性・適時性の確保】

- ・ 監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由並びに監査人監査の評価、監査人の継続監査期間、監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容を開示すべきである。
- ・ 監査役会等の活動状況(監査役会等の開催頻度・主な検討事項、個々の監査役等の出席状況、常勤監査役の活動等)の開示を求めるべきである。

【2018年7月6日】

**働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、公布**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律は、①国が、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」を策定すること、②時間外労働の上限を月45時間、年360時間を原則とすることや高度プロフェッショナル制度の創設等、労働時間に関する制度を見直すこと、③短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関して、当該待遇の性質・目的に照らして合理性を判断することを明確化し、待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化すること、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備することなどを内容としています。

施行日はそれぞれ、①が2018年7月6日、②が2019年4月1日、③が2020年4月1日です。

【2018年7月17日】

**個人情報保護委員会、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に係る最終合意を確認**

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/300717/>

個人情報保護委員会委員は、欧州委員会委員と会談し、①個人情報保護委員会が、個人情報保護法24条が規定する「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として欧州経済領域(EEA)を指定すること、②欧州委員会が、GDPR第45条が規定する「十分な水準の保護を確保していると認定した国」として日本を指定することを最終的に合意しました。

今後、両者は、2018年の秋までに、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みが運用可能となるために必要とされる関連国内手続を完了する予定です。

【2018年7月18日】

**公益通報者保護専門調査会、中間整理案公表**

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/koueki/017/shiryu/index.html>

同中間整理案は、公益通報者保護法改正の方向性として、主に、①退職者、役員等も不利益取扱いから保護する「通報者」に含めること、②少なくとも大規模の事業者には内部通報体制の整備義務を課すこと、③内部通報につき、通報に関する業務に従事する担当者に守秘義務を課すこと、④通報者への不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置(是正勧告・公表)を導入し、事業者・労働者間の不利益取扱いに関する紛争解決手続を充実・拡充させていくこと等を示しています。

【2018年7月24日】

**「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更、閣議決定**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000101654\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000101654_00003.html)

同大綱は、過労死等防止対策の数値目標として、①週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とすること、②勤務間インターバル制度について、2020年までに制度を知らない企業割合を20%未満に、制度の導入企業割合を10%以上とすることなどを掲げています。また、同大綱は、国の重点施策として、過重労働の疑いがある企業等に対する監督指導を徹底していくこと、



助成金の活用や好事例の周知等を通じて、勤務間インターバル制度の普及・導入に向けた取組を推進していくことなどを掲げています。

さらに、同大綱は、事業主等に対し、国が行う対策に協力するとともに、経営幹部が先頭に立って、対策に取り組むことを要請しています。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと  
**高林 勇斗**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.takabayashi@jurists.co.jp](mailto:y.takabayashi@jurists.co.jp)

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ  
**國本 英資**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[e.kunimoto@jurists.co.jp](mailto:e.kunimoto@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき  
**西田 朝輝**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[a.nishida@jurists.co.jp](mailto:a.nishida@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。